

(平成21年9月30日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認高知地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

3 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 2 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年11月から41年3月までの期間、41年10月から42年2月までの期間、42年10月から43年2月までの期間、43年10月、44年2月、44年10月から45年2月までの期間及び45年10月から46年2月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年11月から41年3月まで
② 昭和41年10月から42年2月まで
③ 昭和42年10月から43年2月まで
④ 昭和43年10月
⑤ 昭和44年2月
⑥ 昭和44年10月から45年2月まで
⑦ 昭和45年10月から46年2月まで

私は、婚姻前は母親が、婚姻後は妻が、私が船員保険の被保険者資格を喪失する都度、国民年金の加入手続を行い、母親又は妻の分と合わせて国民年金保険料を地区長に納付していたにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和46年12月に払い出されたものと推認され、社会保険庁の記録上、申立期間は国民年金の未加入期間とされており、国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられ、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、婚姻前は母親が、婚姻後は妻が、船員保険の被保険者資格を喪失する都度、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立期間は7回に及んでいる上、申立人が婚姻前に

同居していた申立人の兄二人の国民年金手帳記号番号は、申立人の婚姻後の昭和45年1月に払い出されたものと推認されることから、申立人の母親が、兄弟三人のうち申立人のみの国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたとは考え難い。

さらに、申立人の母親及び妻が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、国民年金の加入手続、国民年金保険料の納付をしていたとされる申立人の母親は既に他界しているなど、ほかに申立人の母親及び妻が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 1 月 5 日から同年 9 月 10 日まで
② 昭和 52 年 10 月ごろから 57 年 4 月 12 日まで

私は、A社で厚生年金保険に加入していた申立期間①と、B社で厚生年金保険に加入していた期間のうち申立期間②の標準報酬月額が、就労時の給与手取額よりも低額であるので、標準報酬月額を訂正してほしい。

なお、就労時の給与手取額は、申立期間①は1万 1,000 円、申立期間②は約 17 万円であったことを覚えている。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間①を含む前後の期間において、同社で厚生年金保険の被保険者資格を取得し、かつ申立人と同年代（20歳以下）である複数の同僚の資格取得時の標準報酬月額は、申立人と同額又はほぼ同額であることが確認でき、申立人の標準報酬月額のみが同僚の取扱いと異なり低額であるという事情は見当たらない。

また、当時の複数の同僚は、「当時の給与額は、社会保険事務所の記録にある標準報酬月額と同程度であり、特に給与から控除されていた厚生年金保険料が高かったとの記憶は無い。」旨を供述している。

2 申立期間②について、申立人は、申立期間②におけるB社での給与支給額は基本給に皆勤手当、物価手当及び残業手当を加えた額であったと供述している。

しかし、社会保険庁のオンライン記録により、申立期間②当時、B社で厚生年金保険の被保険者資格を取得している複数の同僚の標準報酬月額を

確認したところ、1人を除き申立人より低額であることが確認できる上、申立人より高額である同僚は、「私は、事業主の親戚であり、技術的にも申立人より上で、給与支給額も申立人より高額であったと思う。また、B社では、社会保険事務所には基本給額を標準報酬月額として届け出ており、給与から控除されていた厚生年金保険料も標準報酬月額を基に計算していた。」旨を供述しており、申立人の標準報酬月額のみが同僚の取扱いと異なり低額であるという事情は見当たらない。

また、B社の現在の事務担当者は、「当時、私は、事業主である母親の下で経理事務の補助業務に従事しており、給与から控除する厚生年金保険料は標準報酬月額に相当する額であった。」旨を供述している上、申立人も、「B社では、基本給のみを標準報酬月額として届け出ており、厚生年金保険料も、標準報酬月額から計算した額が控除されていたことを思い出した。」旨を供述していることから、申立期間②当時、同社では、基本給額を標準報酬月額として社会保険事務所に届け、標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を給与から控除していたことが推認できる。

- 3 このほか、社会保険事務所が保管するA社及びB社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ても、申立人の標準報酬月額が遡及して訂正された痕跡は認められず、ほかに、申立期間①及び②について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②についてその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 6 月から同年 10 月 10 日まで

私は、昭和 28 年 6 月から同年 10 月 10 日まで、A社のB丸に乗船していたが、船員保険に未加入とされているので、申立期間について船員保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、申立人が一緒に乗船していたと記憶する同僚は、社会保険事務所が保管する船員保険被保険者名簿によると、申立期間当時、C社で船員保険に加入していることが確認できる上、当該同僚を含む複数の同僚も、「当時、申立人を含む約 10 人の同郷の者は、知人の紹介により、C社のD丸等を含む船団の一員として乗船することとなった。」旨供述していることから、申立期間当時、申立人は、A社のB丸ではなく、C社のD丸等を含む船団の一員として乗船していたことは推認できる。

しかし、社会保険庁の記録によると、C社のD丸等を含む船団に乗船することとなった 10 人のうち申立人を含む 5 人は、申立期間当時、船員保険に未加入であることが確認できる上、当時の複数の同僚は、「当時、船員保険には、必ず加入させてくれていたわけではなく、まちまちであった。」旨供述していることから、申立人は、申立期間において、船員保険に加入していなかったものと考えても不自然ではない。

また、申立期間を含む前後の期間について、社会保険事務所が保管するA社及びC社の船員保険被保険者名簿をそれぞれ確認したところ、連番で被保険者の氏名が記載されており、申立人の記載が脱落した痕跡こんせきは認められない。

さらに、申立人が申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、当時の同僚からも

申立人の申立期間に係る船員保険料の控除についての供述は得られず、ほかに申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。